

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

メンタルヘルスケアについて（通達）

改正 平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号 平成 19 年 3 月 30 日防大総第 437 号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防大学第 4 6 号（1 3 . 1 . 1 8）は、廃止する。

記

1 目 的

この通達は、精神的に問題のある（精神病を除く。）または精神的な問題が発生すると予期される本科学生（以下「学生」という。）に対し、適切なメンタルヘルスケアを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定 義

この通達におけるメンタルヘルスケアとは、防衛大学校（以下「学校」という。）職員が所掌事務の枠を越え、学生の精神的健康を回復し維持させるために実施する所要の処置をいう。

3 適用（第 1～第 3 段階）

（1）指導教官等による対応（第 1 段階）

ア 担当指導教官は、学生生活の結節時（入校当初、夏季休暇直後等）に判定テスト等により、定期的に学生の心情を把握する。

イ 指導教官、教育補導顧問、カウンセラー等は、学生が精神的な問題を有しているまたは可能性がある場合、それぞれの職責の範疇において対応するとともに当該学生に対し、必要があれば、医官・医師の診察を受けさせる。

ウ 医官・医師は、診察の結果、メンタルヘルスケアの必要性はないものの、観察が必要な学生に対する情報を指導教官、教育補導顧問、カウンセラーに通報するとともに、衛生課長を通じ、総括首席指導教官に通報する。

エ 通報を受けた総括首席指導教官は、指導教官、教育補導顧問、カウンセラーに対し、観察強化を指示または依頼する。

オ 総括首席指導教官から指示または依頼を受けた指導教官、教育補導顧問、カウンセラーは、当該学生の観察を強化する。

(2) メンタルヘルスケアチームによる対応（第2段階）

ア 学生の指定

(ア) 医官・医師は診察の結果、メンタルヘルスケアが必要であると認めた場合衛生課長を通じ速やかに総括首席指導教官に通報する。

(イ) 総括首席指導教官は、メンタルヘルスケアを必要とする学生に対し、指定を行い、訓練部長に報告する。

イ メンタルヘルスケアチームの編成及び解除

訓練部長は、必要の都度メンタルヘルスケアチームを編成し、解除する。

ウ メンタルヘルスケアチームの任務・構成

(ア) 任 務

学生の精神的健康の回復の支援及び適切な進路指導実施のため、次の業務を行う。

a メンタルヘルスケアプログラムの作成

(a) 学生の病状の把握及び今後の対応

(b) 学生の精神的健康回復のために必要な制限事項、督励事項等の決定

(c) 指導教官に対する指導

(d) 同部屋の学生に対する指導

(e) 学生の家族に対するケア及び対応

b メンタルヘルスケアプログラムに基づく所要の対応の実施

(イ) 構 成

a 担当指導教官（大隊首席、中隊次席及び小隊指導教官）

b 医官・医師

c 人間文化学科心理学担当教官

d 教育補導顧問

e カウンセラー

f 臨床心理士

g 上記の者に関し、各部長等はそれぞれ適任者を推挙し、訓練部長（学生

課長気付)に通知する。

エ メンタルヘルスケアチームの統括

メンタルヘルスケアチームの統括は、学生課長が行う。

オ 事務

メンタルヘルスケアチームに関する庶務は、担当指導教官が所掌する。

(3) 医療支援チームによる対応 (第3段階)

メンタルヘルスケアチームによる対応では、不十分な場合、他機関等に支援を依頼する。

この際、医療支援チーム派遣要請に関する庶務は、衛生課長が所掌する。

(4) 学生指定の解除

総括首席指導教官は、メンタルヘルスケアチーム等の通報に基づき、学生に対してメンタルヘルスケアチーム等により対応する必要がなくなったと認めた場合、第3項2号アの指定を解除する。総括首席指導教官は、指定を解除したときは訓練部長に報告する。

4 報告

総括首席指導教官は、メンタルヘルスケアを必要とする学生の状況について、訓練部長(学生課長気付)に随時報告する。なお、次の3点のいずれかの場合には防衛大学校長(訓練部長気付)に報告する。

(1) 事案の学生の根本問題が内因性精神病であると判断される場合

(2) 学生の精神状況が重度であり、自傷他害のおそれや学業への深刻な障害が予想される場合

(3) 事案の原因が学生本人よりも周囲や学校自体にあると判断される場合

5 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、訓練部長が定める。